

施設管理者・事業所責任者 各位

横浜市健康福祉局障害施設サービス課長

**新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
障害福祉サービス事業所等の対応について【共同生活援助】(その 2)**

日頃から、本市の障害福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス事業所等の対応について(通知)」(令和 2 年 4 月 8 日付 健障サ第 245 号)に基づき、サービス提供に係る具体的な対応をお示しします。

なお、国や神奈川県から示される方針の変更等により、本通知の内容について変更する可能性がありますことをあらかじめ御了承ください。

1 適用期間

令和 2 年 4 月 7 日から令和 2 年 5 月 6 日まで

※ 「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針(令和 2 年 4 月 7 日付 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策)」の措置を実施する期間と同様です。

2 対象サービス

共同生活援助(グループホーム)

3 取扱い内容

「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」(令和 2 年 4 月 7 日)に基づき、事業所は共同生活援助(グループホーム)利用者を継続して支援して下さるようお願いいたします。ただし、利用者が新型コロナウイルスの感染防止のため、利用者の希望により実家等へ帰宅する場合には、下記のすべての要件を満たすことで報酬の算定対象とします。

【報酬算定要件】

- (1) 実家等における支援は、共同生活援助(グループホーム)での支援として請求してください。また、利用者負担区分によっては、利用者負担が発生することについて、あらかじめ利用者等に丁寧な説明を行い、同意を得てください。
- (2) 実家等での利用者の支援にあたり、体調管理や相談支援等の必要な支援を電話等で行い、支援記録・業務日誌等を作成してください。

また、支援記録・業務日誌等に「誰が電話等の支援をしたか」及び「どのようなやり取りをしたか」

を記載してください。

- (3) 緊急時の対応ができる体制を確保してください（必要な際には共同生活援助（グループホーム）において、支援を行ってください）。
- (4) 事業所の人員体制については、共同生活援助（グループホーム）利用者への支援及び実家等の利用者への連絡による必要な支援が提供できる体制を確保してください。
- (5) 該当日の利用者のサービス提供実績記録票に、「電話等による支援であること」及び「支援を行った時間」を記載し、利用者本人から押印又は署名をもらってください。

4 参考資料

・「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について（令和2年4月7日付）」（厚生労働省）<https://www.mhlw.go.jp/content/000619987.pdf>

【担当部署】

<共同生活援助>

健康福祉局障害施設サービス課施設等運営支援係

共同生活援助担当

電話 671-3565

※ 本通知に関する問い合わせは

【午前 9:30～11:30 午後 1:30～4:30】（土日祝日除く）

にくださるようお願い致します。現下の状況を踏まえ、皆様の御理解御協力をお願いいたします。